

お知らせ

平成 30 年 6 月 26 日  
九州電力株式会社

原子炉等規制法に関する規則の改正に伴う玄海及び川内原子力発電所の  
原子炉設置変更許可申請を行いました

当社は、原子炉等規制法に関する規則の改正に伴い、玄海原子力発電所 3，4 号機及び川内原子力発電所 1，2 号機について、地震時の燃料被覆管の閉じ込め機能の評価や使用済燃料ピット等から溢れた水（内部溢水）の管理区域外への漏えい防止対策を明確化し、本日、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出しました。

なお、今回の変更手続きに伴う設備の設計変更や改造工事等はありません。

当社は、今後とも、国の審査に真摯かつ丁寧に対応するとともに、原子力発電所の安全性・信頼性向上に取り組んでまいります。

以上